



従業員がPCR検査を受ける可能性が判明

《本人》

- ① 所属長に電話連絡し自宅待機。出勤しない
- ② 健康観察票への記入及び所属長への報告
- ③ 健康状態に十分に留意し、不調があれば保健所／医療機関へ相談し、所属長へ連絡

《所属長》

- ① 自宅待機し、健康観察票に記入するよう指示  
※待機期間中は健康状態について毎日朝・夕報告
- ② 本人の体調及び症状の発生日、受診状況の確認
- ③ 体調不良2日前からの接触状況を確認
- ④ 上記の情報をまとめ、当日中に社長へ報告

A 体調不良の場合  
(発熱、呼吸器症状、風邪症状等)

B 濃厚接触者に該当した場合

C 家族等がPCR検査を受ける場合

一般内科受診／保健所に相談

《本人》 受診又は相談結果を所属長へ報告。

※帰国者・接触者相談センター  
0956-25-9809  
9:00~17:30

家族等のPCR検査実施

《本人》 検査結果が判明した時点で所属長へ報告。

家族等のPCR検査  
【陽性】

《所属長》 濃厚接触者に該当するか判明するまで自宅待機させ、健康観察を継続するよう指示。

家族等のPCR検査  
【陰性】

自宅待機期間は終了とし、健康状態を十分留意した上で出勤を許可。

PCR検査  
【不要】

快復後、出勤許可。  
ただし、発熱がある場合は解熱後3日(解熱日含)は自宅待機。

欠勤の取扱いについて

- ・自宅待機の場合は、特別休暇とする。本人の申出による有給休暇取得の対応は可能。
- ・陽性時の欠勤停止の場合は、傷病手当及び労災保険又は本人の申出による有給休暇取得にて対応。

PCR検査  
【要】

- 《所属長》
- ① 初回報告の2日前(体調不良の2日前)からの接触状況を確認
  - ② 上記を元に接触者リストを作成
  - ③ 陽性だった場合の消毒範囲の検討
  - ④ 消毒のための人員及び外注準備
  - ⑤ 業務代替の計画

PCR検査実施

《本人》 検査結果が判明した時点で所属長へ報告。

濃厚接触者の判定

濃厚接触者に  
【該当】

《所属長》 PCR検査の結果が判明するまで自宅待機し、健康観察を継続するよう指示。

濃厚接触者に  
【非該当】

《本人》 保健所に出勤の可否について確認し、所属長へ報告。出勤時期はその指導に準じる。

《本人》 待機期間中は健康観察票を記入及び所属長へ毎日朝・夕報告。

PCR検査  
【陽性】

《本人》 所属長へ検査結果及び保健所からの指示を報告。

※復帰時期は主治医の意見をもとに協議の上決定

[復帰の目安]

- ア) 発症から少なくとも2週間経過している。
- イ) 解熱剤等服用していない状態で、解熱後及び症状消失後少なくとも3日経過している。

PCR検査  
【陰性】

A 体調不良の場合

快復後、出勤を許可。  
ただし、発熱がある場合は解熱後3日(解熱日含)は自宅待機。

B、C 濃厚接触者の場合

感染者との最終接触日を0日として、14日間自宅待機。

《本人》 待機期間中は健康観察票を記入及び所属長へ毎日朝・夕報告。

# 健康観察票



氏名	
----	--

症状発生日	／	【発症2日前の行動歴】
PCR等検査日	／	
検査結果日	／	【濃厚接触者】
検査結果	陽性・陰性	

※「濃厚接触者」とは、新型コロナウイルスに感染していることが確認された患者（確定例）と発症の2日前から、**近距離**であるいは**長時間**接触した人を指します。

- 《例》
- ・患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
  - ・患者の体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
  - ・その他、必要な感染予防策をせずに、対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度以内）で15分以上接触があった者

		自宅療養開始	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
日付		／	／	／	／	／	／	／
体温	朝	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
	夕	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
体がだるい(○×)								
呼吸が苦しい								
味覚に異常がある								
においがしない								
せきが出る								
鼻水が出る								
のどが痛い								
頭が痛い								
その他症状								